

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援の利用の取扱いについて

平素より、板橋区の障がい福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

就労系障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)において、在宅でのサービス利用の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 在宅支援の利用の取扱いについて

在宅でのサービス利用について、本人の希望や特性を踏まえつつ、以下の対応をお願いいたします。

① 別紙「在宅支援でのサービス提供実施に係るチェックリスト」の内容について確認してください。

※利用者への訪問対応は登録事業所の職員が行ってください。

※在宅支援は計画的に行ってください。体調不良時の突発的な利用は原則として認められません。

② 事前に個別支援計画、「在宅利用でのサービス提供実施に係るチェックリスト」を障がいサービス課各地域支援係に提出してください。

③ 在宅利用を行ったサービス提供日については、実績記録票の備考欄に、在宅利用である旨を記載してください。

④ 板橋区から求めがあった場合には、計画相談支援事業所によるモニタリングや生活状況の確認、その他必要な支援等にご協力ください。

2 在宅支援の利用の手順について

① 板橋区では従前より、在宅支援の利用を希望する場合は本人又は事業所から、事前に利用の方法等に関する相談をもって、在宅支援の利用の確認を行っています。

在宅支援の利用の相談先(支給決定機関)は以下の部署となっております。

障がいサービス課板橋地域支援係:03-3579-2460

障がいサービス課赤塚地域支援係:03-3938-5118

障がいサービス課志村地域支援係:03-3968-2337(2339)

利用者の住所によって担当係が分かれていますので、ご確認のうえ、ご連絡ください。

② 在宅支援の利用を実施する際の報酬算定にあたっては、1の③のとおり、実績記録票の備考欄に「在宅支援」と明記し、伝送してください。報酬請求に関するお問合せは、障がい政策課認定給付・指導係(Tel03-3579-2392)までお願いいたします。